



和歌山県報

発行 和歌山県
和歌山市小松原通一丁目1番地
毎週火、金曜日発行
定価(送料共)1か月2,200円

目 次

○ 告示

- 1447 平成20年度和歌山県准看護師試験の実施(医務課)
- 1448 生馬土地改良区の役員の就退任(農業農村整備課)
- 1449 保安林の指定予定の通知(森林整備課)

○ 監査公表

- 監査公表第34号
- 監査公表第35号
- 監査公表第36号

告 示

和歌山県告示第1447号

保健師助産師看護師法(昭和23年法律第203号)第18条の規定により、平成20年度和歌山県准看護師試験を次のとおり実施する。

平成20年11月18日

和歌山県知事 仁坂吉伸

1 試験日時

平成21年2月14日(土)午後1時30分から午後4時まで

2 試験場所

和歌山県勤労福祉会館 プラザホープ
和歌山市北出島一丁目5番47号

3 試験科目

人体の仕組みと働き、食生活と栄養、薬物と看護、疾病の成り立ち、感染と予防、看護と倫理、患者の心理、保健医療福祉の仕組み、看護と法律、基礎看護、成人看護、老年看護、母子看護、精神看護

4 出願受付期間

平成21年1月8日(木)午前9時から午後5時まで及び平成21年1月9日(金)午前9時から午後4時までとする。

なお、受験願書を郵送で提出する場合は、書留郵便をもって送付すること。この場合、平成21年1月9日(金)までの消印のあるものに限り受け付ける。

5 出願書類提出先

〒640-8585(県庁専用郵便番号)

和歌山市小松原通一丁目1番地

和歌山県福祉保健部健康局医務課看護班

6 受験手数料

6,900円(和歌山県証紙を受験願書に貼り付け、消印をしないこと。ただし、県外在住者にあっては、証紙の代わりに現金を送付してもよい。この場合、現金書留とするこ

と。)

7 試験についての問い合わせ先

和歌山県福祉保健部健康局医務課看護班

電話番号 073-441-2605

和歌山県告示第1448号

土地改良法(昭和24年法律第195号)第18条第17項の規定により、生馬土地改良区の役員について次のとおり公告する。

平成20年11月18日

和歌山県知事 仁坂吉伸

1 就任した役員

職名	氏名	住所
理事	山本梯二郎	西牟婁郡上富田町生馬2164番地
理事	村尾誠一	西牟婁郡上富田町生馬2076番地
理事	吉田公太郎	西牟婁郡上富田町生馬1886番地
理事	大江朝夫	西牟婁郡上富田町生馬1971番地
理事	田中達也	西牟婁郡上富田町生馬2586番地
理事	鳥渕良治	西牟婁郡上富田町生馬2668番地
理事	吉田之紀	西牟婁郡上富田町生馬1684番地
監事	榎本稔	西牟婁郡上富田町生馬2064番地
監事	鳥渕文夫	西牟婁郡上富田町生馬2473番地の1
監事	木本真次	西牟婁郡上富田町生馬1709番地の2

2 退任した役員

職名	氏名	住所
理事	吉田和夫	西牟婁郡上富田町生馬1583番地
理事	山本梯二郎	西牟婁郡上富田町生馬2164番地
理事	吉田公太郎	西牟婁郡上富田町生馬1886番地
理事	大江朝夫	西牟婁郡上富田町生馬1971番地
理事	木村悟志	西牟婁郡上富田町生馬2072番地
理事	田中達也	西牟婁郡上富田町生馬2586番地
理事	鳥渕良治	西牟婁郡上富田町生馬2668番地
監事	榎本稔	西牟婁郡上富田町生馬2064番地
監事	鳥渕文夫	西牟婁郡上富田町生馬2473番地の1
監事	木本真次	西牟婁郡上富田町生馬1709番地の2

和歌山県告示第1449号

農林水産大臣から次のように保安林の指定をする予定である旨の通知を受けたから、森林法(昭和26年法律第249号)第30条の規定により告示する。

平成20年11月18日

和歌山県知事 仁坂吉伸

1 保安林予定森林の所在場所 田辺市中辺路町大内川字柳谷681・683・687の1・691・691の1・692・693・694の2・695の1・1379の1・1379の3・1379の4・1380・1381の1・1381の2・1381の3・1381の51・1381の52(以上18筆について次の図に示す部分に限る。)、675から677まで、677の1・677の2、678、679、680の1、680の2、682、684から686まで、687の2、687の5、687の6、688、688の1、689、690、693の1、694の1、695の2、695の3、1381の42から1381の44まで、1381の46、1381の50

2 指定の目的 水源のかん養

3 指定施業要件

(1) 立木の伐採の方法

ア 次の森林については、主伐は、択伐による。

字柳谷686・695の1・1381の2・1381の51・1381の52

(以上5筆について次の図に示す部分に限る。)

イ その他の森林については、主伐に係る伐採種を定めない。

ウ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

エ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。
(2) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種次のとおりとする。

(「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を和歌山県庁及び西牟婁振興局並びに田辺市役所に備え置いて縦覧に供する。)

監査公表

和歌山県監査公表第34号

地方自治法(昭和22年法律第67号)第199条第4項の規定により、平成20年9月25日に実施した監査の結果を、同条第9項の規定により次のとおり公表する。

平成20年11月18日

和歌山県監査委員 楠本 隆
和歌山県監査委員 花田 健吉
和歌山県監査委員 原 日出夫

1 監査対象機関及び監査実施年月日

監査対象機関	監査実施年月日
和歌山県立那賀高校	平成20年9月25日

2 監査の結果

上記の機関においては、事務の執行は、適正であると認めた。

なお、改善を要すると認められた軽微な事項については、その都度注意を行った。

和歌山県監査公表第35号

地方自治法(昭和22年法律第67号)第199条第4項の規定により、平成20年9月29日及び同月30日に実施した監査の結果を、同条第9項の規定により次のとおり公表する。

平成20年11月18日

和歌山県監査委員 楠本 隆

和歌山県監査委員 花田 健吉

和歌山県監査委員 原 日出夫

1 監査対象機関及び監査実施年月日

監査対象機関	監査実施年月日
那賀振興局総務企画室	平成20年9月29日
那賀振興局健康福祉部	"
那賀振興局産業振興部	"
那賀振興局建設部	"
紀北県税事務所	"
和歌山県岩出警察署	平成20年9月30日

2 監査の結果

(1) 指摘事項

那賀振興局建設部

不動産登記等業務委託において、平成19年4月1日に締結した「不動産登記等業務委託単価契約書」に基づく調査業務及び測量業務において地域区分及び難易度による加減率(70%~170%)が適用されていない箇所が見受けられたので、早急に是正するとともに今後履行確認の検査を徹底されたい。

(2) 懸案・改善事項

那賀振興局健康福祉部

ア 母子寡婦福祉資金貸付金の未償還金(元利合計)については、平成19年度末で約1,015万円の未収金となっており、前年度末に比し約87万円の減少となっている。

今後も、新規未償還金の発生防止に努めるとともに、債権管理を一層徹底し、未収金の早期整理に努められたい。

イ 生活保護費返還金の未収金については、平成19年度末で約531万円となっており、前年度に比し約100万円減少している。

今後も、紀の川市及び岩出市の福祉事務所との連携を図りながら、債権管理を一層徹底し、未収金の早期整理に努められたい。

那賀振興局産業振興部

過年度分の登記事務促進については、「未登記事務処理計画」にのっとり、事務処理を進めているところであるが、平成19年度末現在、116筆が未登記として残っている。

これらの処理の促進については、現地に対応する公団が混乱している状況等もあり処理が困難な面は否定しがたいが、現在紀の川市及び岩出市において実施している地籍調査事業との連携を図り、農業農村整備事業と併せて行うなど手法を駆使し、未登記処理の促進に努力されたい。

紀北県税事務所

県税の未収金については、滞納整理に努力された結果、平成19年度末における収入未済額（個人県民税を除く。）は約2億1,530万円と、前年度に比し約4,432万円の減少となった。

今後とも、継続的な交渉、資産調査の徹底等により滞納者の現況把握に努め、特に悪質滞納者及び高額滞納者に対する優先的な取組を行うなど滞納整理の強化を図り、収入未済額の縮減に一層努力され、債権管理に努められたい。

個人県民税については、収入率は上昇したが、税源移譲のため調定額が大幅に増加し、収入未済額もそれに伴い増加している。地方の自主財源を生かすうえからも、今後とも、悪質な案件については、地方税法（昭和25年法律第226号）第48条の規定に基づく県の直接徴収を積極的に実施するなど、県税収入確保に努められたい。

(3) 上記以外の機関においては、事務の執行は、適正であると認めた。

なお、改善を要すると認められた軽微な事項については、その都度注意を行った。

和歌山県監査公表第36号

平成20年8月27日付け監査報告第8号の監査結果に基づき、知事から措置を講じた旨の通知があったので、地方自治法（昭和22年法律第67号）第199条第12項の規定により、次とおり公表する。

平成20年11月18日

和歌山県監査委員 楠 本 隆
和歌山県監査委員 花 田 健 吉
和歌山県監査委員 原 日出夫

1 海草振興局健康福祉部

(1) 監査実施年月日 平成20年7月29日

(2) 監査の結果

母子・寡婦福祉資金貸付金の未償還金については、平成19年度末で約733万円となり、前年度末に比し約53万円の増加となっている。

今後とも、新規未償還金の発生防止のために貸付における償還指導の徹底を図るとともに、特に懸案となっている過年度貸付分の未償還金については、連帯借主や連帯保証人に対し償還を求めるなど、引き続き厳格かつ

組織的な債権管理に努められたい。

(3) 監査の結果に基づき講じた措置

母子・寡婦福祉資金貸付金の未償還については、平成19年3月末で約733万円となり、前年度同月末に比し約53万円の増加となっているが、5月末では未償還金約686万円となり、前年度同月末に比し約6万円の増加である。

これ以上新たな滞納者を出さないことが重要であるとの観点より、今後とも、貸付申請時には、本人、連帯借主及び連帯保証人を同席のもと、責任の明確化、貸付の趣旨の徹底に努めていく。

また、新たに償還に遅延が生じる者が出た場合には、直ちに訪問や電話により、まずは本人へ償還を働きかけ、それでも無理な場合は、連帯借主や連帯保証人への償還の依頼を行う。

特に懸案になっている過年度貸付分の未償還金の回収については、長年にわたる滞納者に対し、連帯借主や連帯保証人への償還の指導も含め、たとえ少額でも償還するよう指導を行い、債権が時効を迎えないよう粘り強く未償還金の回収に努めていく。

2 和歌山県住宅供給公社

(1) 監査実施年月日 平成20年7月29日

(2) 監査の結果

ア 平成19年度における宅地分譲等の販売実績は、西庄・夢タウンの2区画の土地の販売にとどまった。今後は、一層残りの土地区画の販売に努められたい。

イ 道路敷等の公共施設の地方公共団体への未移管施設については、引取団体の基準への適合等の問題があるが、早期移管に向け引き続き努力されたい。

ウ 県営住宅等の管理において、県営住宅使用料の平成19年度末の収入未済額は、約1億5,623万円で、前年度に比し約355万円増加しているので、今後とも県住宅環境課及び県営住宅委託管理人と連携し、未収金減少に努力するとともに、新たな未納者の発生防止に一層努力されたい。

(3) 監査の結果に基づき講じた措置

ア 分譲宅地の販売促進については、平成20年8月に長山、岸宮、木ノ本の3団地で価格見直しを行った結果、一部区画の販売につながりましたが、残りの区画についても早期完売に努めるよう引き続き指導していく。

イ 道路敷等の公共施設の移管については、毎年実施している監事監査等の場において地元自治会との協議の進捗等について指導してきたが、早期に移管できるよう引き続き指導していく。

ウ 県営住宅使用料の未収金の縮減については、県営住宅管理担当者会議並びに県住宅供給公社、県住宅

環境課及び県営住宅委託管理人による打合せ会議等を定期的に開催し、組織として滞納者対策を行うことで一層の適正な債権管理に努めるとともに、新たな未納者に対しては早期に納付指導に取り組むよう引き続き指導していく。